

平成30年9月3日に、法務省よ

り「行政書士ADRセンター福岡」が認証されました。当センターは、公正な第三者である調停人としての行政書士が関与しながら、当事者同士が対話し、お互いに納得できる解決策と一緒に考えていく「対話促進型」の紛争処理を目指します。



ユキマサくん、福岡県行政書士会にADRセンターができたって聞いたけど、どんなことをするの？



はい、お答えします。ADRとは、日本語では「裁判外紛争解決手続」といって、争っている人同士が裁判ではなく話し合って、お互いに納得できる解決策を目指していくやり方です。

この話合いのお手伝いにトレーニングを積んだ調停人(行政書士)が加わるることによって、双方の言い分をよく聞いて柔軟な解決を図ります。

裁判と比べて紛争解決までの時間が短く、費用も抑えられます。



なるほど。よくわかったよ。ところで、どんな内容の相談をしたらいいの？



はい、当センターでは次の四つの紛争に絞って相談をお受けします。

「外国人の労働環境・職場環境に関する紛争」「外国人の教育環境に関する紛争」「自転車事故に関する紛争」「愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争」です。ぜひ、身近な人で困っている人がいたら「行政書士ADRセンター福岡」のことを教えてあげてね。まずは、行政書士会に電話してください。

ユキマサくんは、日本行政書士会連合会の公式キャラクターです。



広告

## 教えて行政書士ユキマサくん!『ADRセンターって何?』

まずは行政書士にご相談下さい。



遺言・相続

建設業許可

外国人ビザ等

農地転用

その他の行政書士業務についての相談にも応じます。

官公署に提出する書類及び権利義務や事実証明に関する書類の作成とその相談

- 会社・各種法人設立、運営・承継支援
- 成年後見(任意後見制度の活用など)
- 自動車登録や運送業許可等の営業許可申請など
- 消費者問題(クーリングオフなど)
- 会計記帳、決算・財務諸表作成など
- 契約書・内容証明郵便・公正証書など

あなたの街の法律家 行政書士にお任せください!

**福岡県行政書士会** 福岡市博多区東公園2番31号  
福岡県行政書士会  検索

TEL.092-641-2501 FAX.092-641-2503